

# 第3章

## 施策体系と施策内容

## 1 施策体系

男女共同参画社会を実現するため、次の3つの基本方向により施策を推進します。

### 基本方向 職業生活における女性活躍の推進

雇用等の分野や自営業における女性活躍の推進に向けて、意思決定の場への女性の参画に向けた取組を展開するとともに、男性中心型労働慣行を見直し、仕事と子育て・介護を両立でき、誰もが能力を発揮できる環境の整備に取り組みます。

### 基本方向 男女共同参画を推進するための基盤の整備

県や市町等の政策・方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けて意識の普及や教育等の取組を推進します。

### 基本方向 誰もが安心して暮らせる環境の実現

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、誰もが参画・活躍できるよう環境の整備等に取り組むとともに、家庭・地域における活動や健康づくりに向けた支援を推進します。また、男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組を展開します。

## 2 計画の重点事項

本県の現状および国の施策の方向等をふまえ、次の施策を「第3次三重県男女共同参画基本計画」の重点事項として取組を進めます。

### 重点事項1 あらゆる分野における女性活躍の推進

雇用等の分野に加え、自営業の場や地域において、女性はその個性と能力を発揮し、自分らしく生きることができるよう、環境の整備等に取り組みます。

### 重点事項2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

国の「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」との目標をふまえ、県の政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

**重点事項 3 男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けた取組の促進**

男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する理解が広がり、社会全体で取組が進むよう、意識の普及や教育等の取組を推進します。また、LGBT当事者等への相談対応等の支援を行います。

**重点事項 4 女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進**

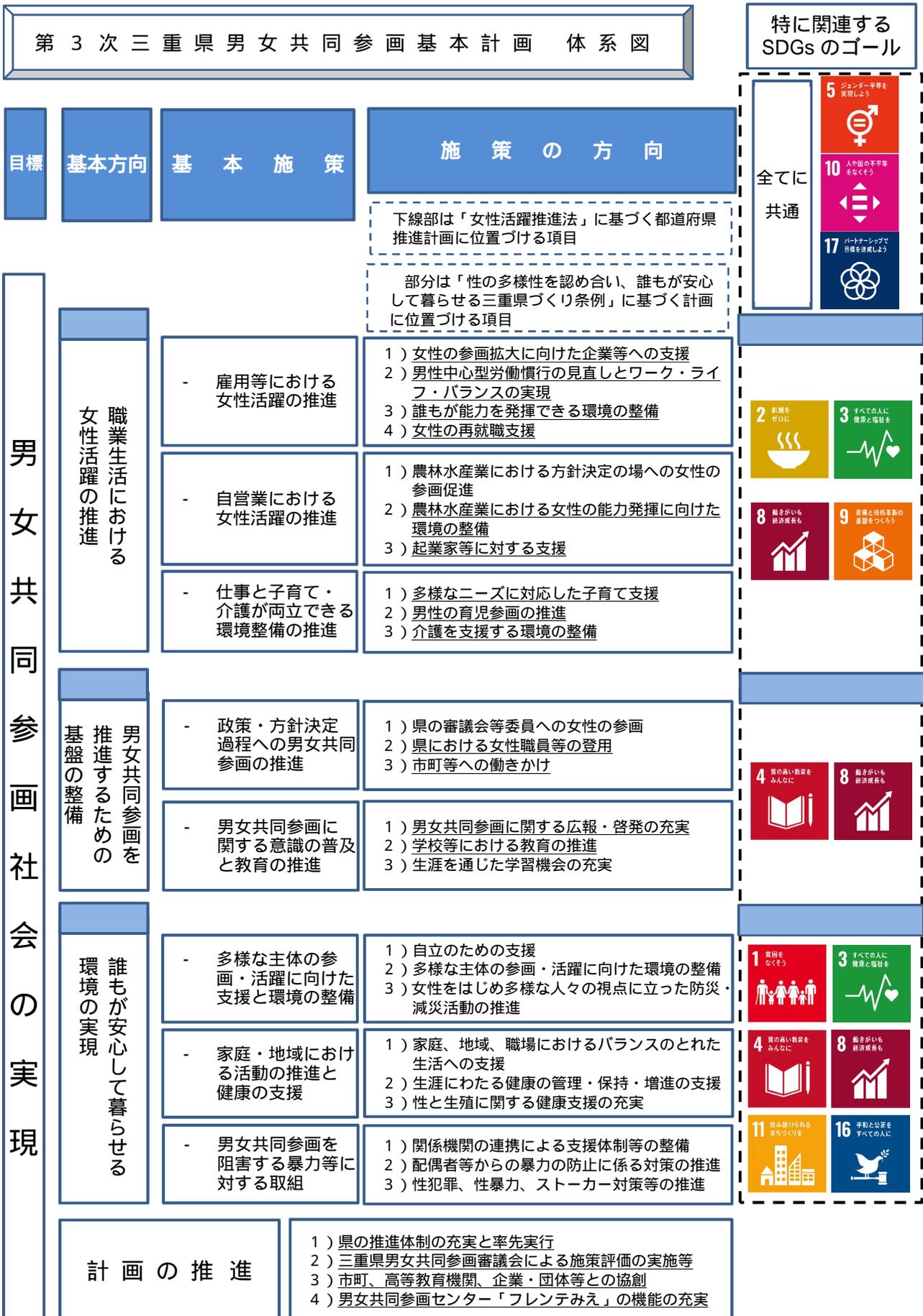
防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、避難所運営等の防災・減災活動において女性をはじめ多様な人々の視点が反映されるよう取り組みます。

**重点事項 5 男女共同参画を阻害する暴力に対する取組**

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力をはじめとするあらゆる暴力等を許さないという意識の浸透を図るとともに、被害者等への相談・支援体制の充実を図ります。

### 3 計画の体系図

#### 第3次三重県男女共同参画基本計画 体系図



## 4 施策の内容

基本方向 職業生活における女性活躍の推進

基本施策 - 雇用等における女性活躍の推進

### 【特に関連するSDGsのゴール】



### 【ゴール5「ジェンダー平等の実現」のうち、関連するターゲット】

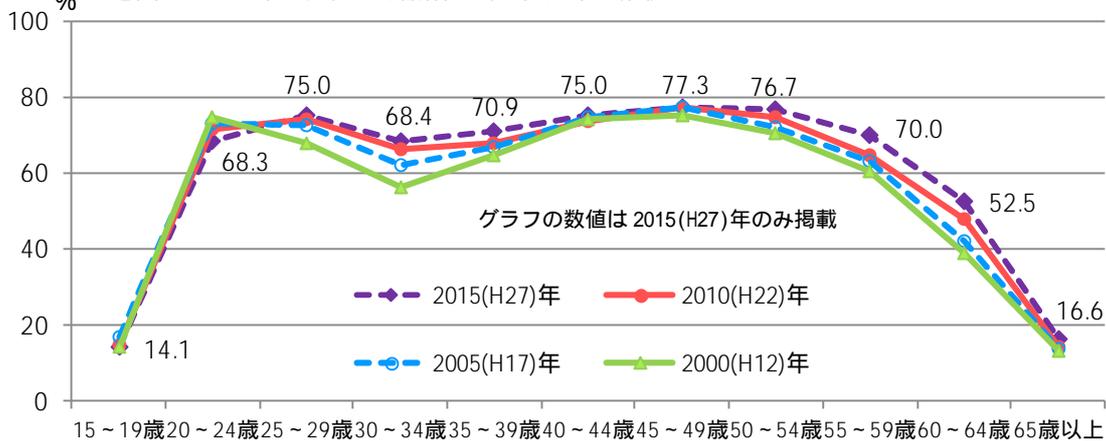
- ・5.1 あらゆる場所におけるすべての女性および女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する
- ・5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保する
- ・5.b 女性のエンパワーメント促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する
- ・5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する

### 【背景】

少子高齢化に伴う人口減少が深刻化する中、女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進は、多様な視点に立ってイノベーションを促進するものであり、経済および企業の活性化や地域の活力を高める観点からも不可欠なものです。

国勢調査によると、県内の就業者に占める女性の割合は、2010（平成22）年の42.8%から2015（平成27）年は43.9%へ増加しています。また、年齢階級別にみた女性の労働力率は、2015（平成27）年には、25～29歳および45～49歳を頂点とする緩やかなM字を描いています【図1】。出産や子育てを機に30歳代の就業率が低下するいわゆる「M字カーブ」が課題となってきましたが、30～34歳では、2005（平成17）年の62.3%から2015（平成27）年には68.4%に上昇しており、M字の谷が浅くなっている状況が読み取れます。全国と比較すると、労働力率はすべての年代において全国より高くなっており、特に20～24歳は6ポイント、35～54歳では4.5ポイント前後上回っています【図2】。

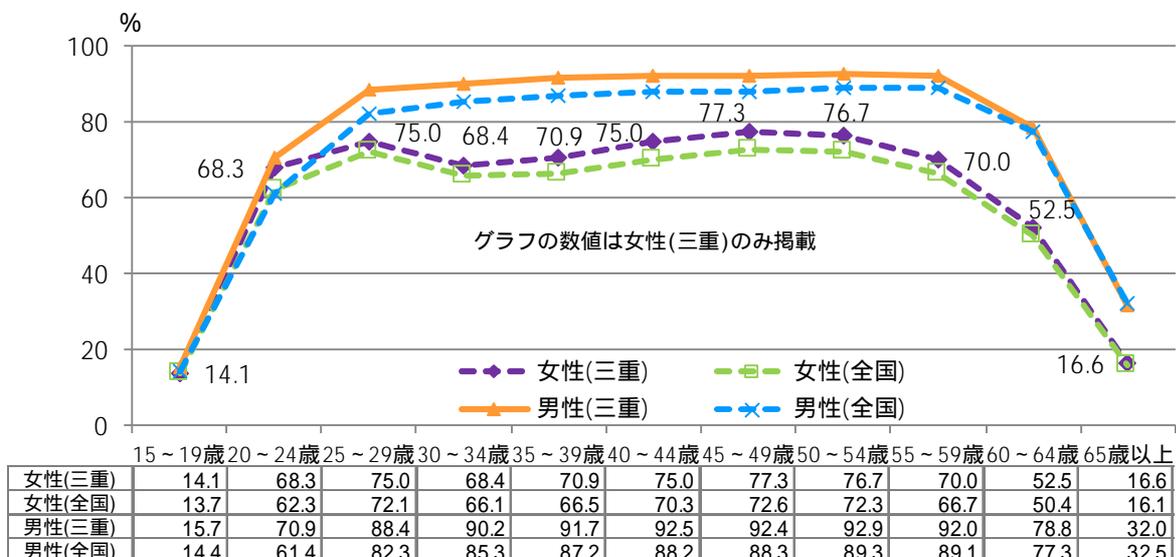
【図1】三重県の女性の年齢階級別労働力率の推移



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
2015(H27)年	14.1	68.3	75.0	68.4	70.9	75.0	77.3	76.7	70.0	52.5	16.6
2010(H22)年	14.8	71.6	74.4	66.4	67.6	73.8	77.2	74.4	64.5	47.8	14.2
2005(H17)年	16.7	72.9	72.3	62.3	66.8	74.9	77.1	71.8	63.0	42.0	13.7
2000(H12)年	14.4	74.6	68.0	56.4	64.9	73.9	74.9	70.6	60.5	38.9	13.2

資料出所：国勢調査

【図2】三重県および全国の男女別年齢階級別労働力率（2015(平成27)年）



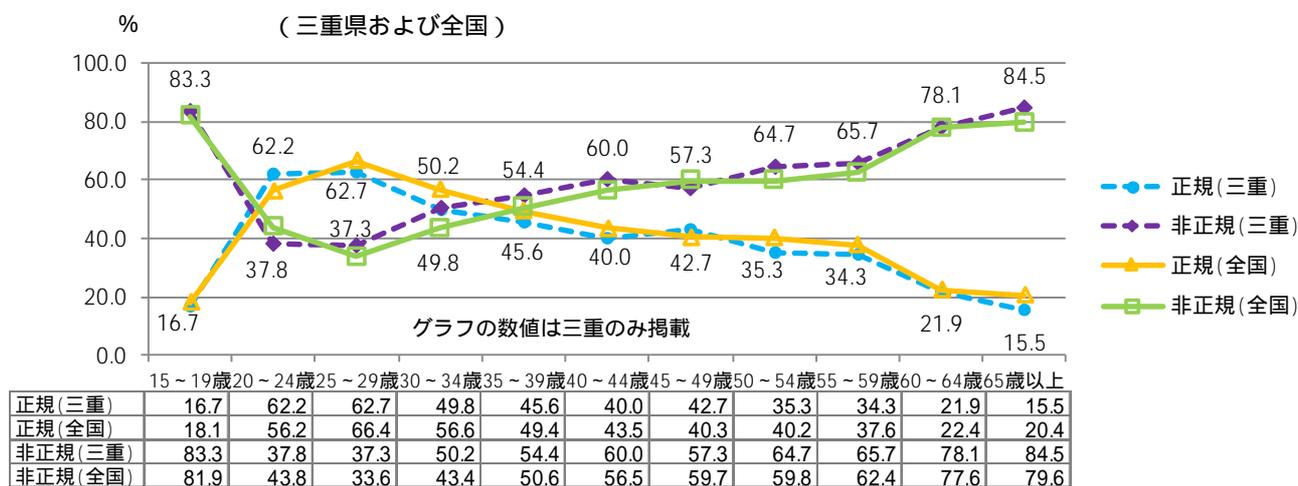
資料出所：国勢調査

一方、県内の女性の雇用形態に関して、正規・非正規別の年齢階級別割合をみると、30～34歳から非正規の割合が正規を上回っており、これは全国よりも早い傾向にあります【図3】。また、25～44歳の年代では、一貫して非正規の割合が全国よりも高い状況にあります。

こうした状況をふまえ、働く意欲のある女性が仕事と子育て・介護等との二者択一を迫られることなく働き続けられ、能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮できるよう、取組を推進する必要があります。また、女性が活躍するためには、長時間労働や転勤等を前提とした男性中心型労働慣行を見直し、働き方改革を推進することが重要となります。

なお、2020（令和2）年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、テレワーク（在宅勤務）の導入や業務のオンライン化が進展したところです。こうしたICT等の活用による業務のスマート化は、女性の活躍を阻害する物理的・時間的な障壁を取り除き、その能力発揮を促進する新たな可能性をもたらしています。各人の希望に応じた多様な働き方やワーク・ライフ・バランスの実現、生産性の向上に資するよう、取組を推進していく必要があります。

【図3】女性有業者（雇用者）の年齢階級別正規・非正規の従業員・職員の割合（三重県および全国）



資料出所：2017（平成29）年就業構造基本調査

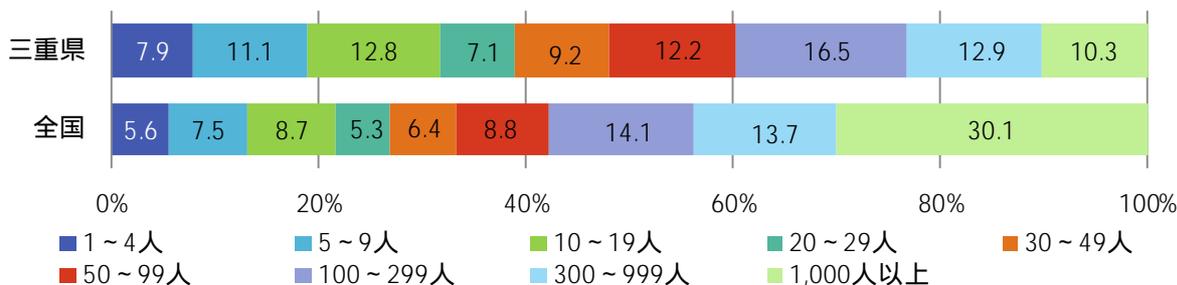
また、2019（令和元）年に労働施策総合推進法等が改正され、事業主に対してパワー・ハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が課されるなど、あらゆるハラスメントを許さない職場環境づくりに向けた取組を進めていく必要があります。特に、職場における性的指向や性自認などの機微に立ち入る個人情報の暴露（アウトティング）はパワー・ハラスメントにあたるとされたほか、性的指向・性自認に関するハラスメントを含めたセクシュアル・ハラスメント防止対策が強化されており、社会全体でこの取組を一層進めていくことが求められます。

2015（平成27）年に女性活躍推進法が成立し、各事業主には自社の女性の活躍に関する状況把握や課題分析を行い、数値目標を設定した事業主行動計画の策定が求められました。2020（令和2）年12月末時点では、県内における一般事業主行動計画の届出企業数（常時雇用労働者数300人以下の努力義務企業）は363社と、全国4位となっています。

2019（令和元）年に同法が改正され、2022（令和4）年4月より常時雇用労働者数101人以上300人以下の企業にも一般事業主行動計画の策定が義務づけられます。県内で働く女性の約6割は、同行動計画の策定が努力義務である常時雇用労働者数100人以下の中小・小規模企業に所属していることから【図4】、女性の活躍を一層進めていくためには、策定に向けた支援等を行うとともに、実効性のある取組の展開を図っていく必要があります。

県内の管理的職業従事者（管理職）に占める女性の割合は、2012（平成24）年の12.1%から2017（平成29）年は14.9%へ全国と同水準まで増加しており【図5】、引き続き行動計画の策定を促し、実際の女性の登用へとつなげていくことが重要です。

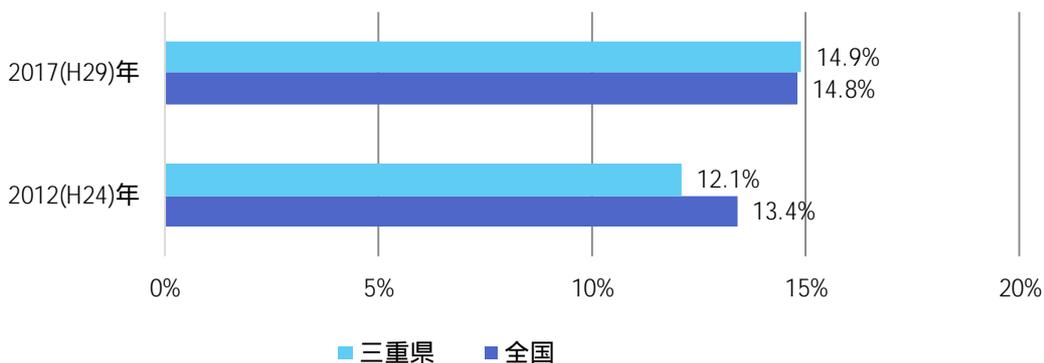
【図4】従業者規模別常用雇用者数（女性）の割合



資料出所：2014（平成26）年経済センサス

【図5】管理的職業従事者（管理職）に占める女性の割合

会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等



資料出所：就業構造基本調査

## ( 1 ) めざす姿

### 【地域・社会・家庭】

性別に関わらず職業生活と家庭・地域生活等との両立が実現し、家庭や地域を大切に  
する意識が社会全体に浸透しています。

### 【働く場】

長時間労働や転勤等を前提とした働き方が見直され、ライフステージに対応した多様な  
職業生活が営まれています。

女性の職域拡大が進み、能力開発やキャリア形成が行われるとともに、多様な働き方の  
導入が進み、性別に関わらず個性と能力を十分に発揮することができ、意欲のあるすべて  
の人が働き続けられる職場づくりが実現しています。

性別による差別的取扱いやあらゆるハラスメントのない職場環境が実現しています。

## ( 2 ) 施策の方向と施策

### 1 ) 女性の参画拡大に向けた企業等への支援

企業・団体をはじめとするあらゆる分野で女性の活躍が進むよう、その取組を支援します。

企業・団体等とのネットワークを活用し、さまざまな主体と連携して県内における女性活躍  
推進の取組を展開していきます。

働く場における意思決定の場へ参画できる人材の育成等を推進します。

### 2 ) 男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの実現

長時間労働や転勤を前提とした男性中心型労働慣行を見直し、働き方改革や健康経営が推進  
されるよう、企業・団体等の取組に対する支援を行います。

一人ひとりの仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、職場環境づく  
り等の取組を推進します。

### 3) 誰もが能力を發揮できる環境の整備

女性が働きやすい職場環境の創出に向けた企業等の取組を支援するとともに、取組の水平展開を図ります。

働く意欲のあるすべての人が働き続けられるよう、ICT等の技術の活用や、テレワーク等の多様な働き方の導入を推進します。

あらゆるハラスメントのない職場づくりに向け、労働者や事業主からの相談に対応するほか、関係機関と連携した支援を行います。

### 4) 女性の再就職支援

出産・育児等で離職した女性に対し、相談の場を設けるとともにスキルアップ研修等を実施し、再就職を支援します。

早期の再就職を支援するため、関係機関と連携して職業訓練等を実施します。

基本方向 職業生活における女性活躍の推進  
 基本施策 - 自営業における女性活躍の推進

【特に関連するSDGsのゴール】



【ゴール5「ジェンダー平等の実現」のうち、関連するターゲット】

- ・5.4 公共のサービス、インフラおよび社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する
- ・5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保する
- ・5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する

【背景】

家族的経営の自営業に従事する女性は、生産現場や経営管理等のあらゆる業務に携わる重要な担い手として欠くことのできない存在です。しかしながら、固定的な性別役割分担意識は、特にこれらの家族的経営において根強く残っており、重要な方針の決定が男性中心に行われることが少なくありません。また、事業活動だけでなく、地域活動や家事等において、女性が果たしている役割についても適正に評価されているとはいえない状況がみられます。

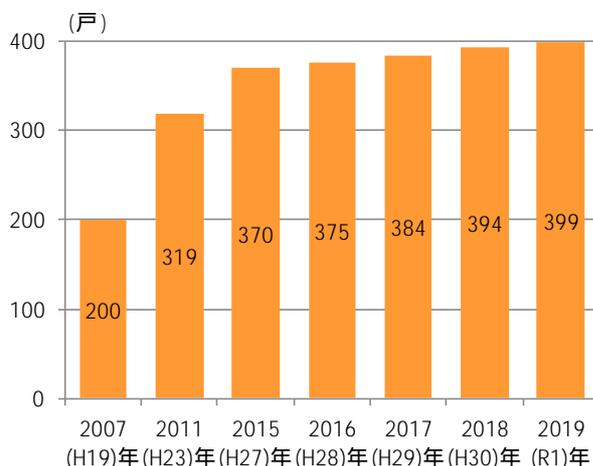
とりわけ、6次産業化や作業のスマート化等への取組拡大が進む農林水産業においては、性別等に関わらず多様な人材が参画し、その能力を生かしていくことがますます重要になっています。

地域における方針決定に重要な役割を果たしている県内市町の農業委員に占める女性の割合は、第2次基本計画初年度（2011（平成23）年度）の7.1%から2019（令和元）年度は10.9%へと増加しています【図6】。引き続き市町に対する働きかけを通じて女性の参画を推進し、地域における男女共同参画の実現へとつなげていく必要があります。

【図6】 県内市町の女性農業委員数および全農業委員に占める女性の割合



【図7】 家族経営協定締結農家数



【図6】【図7】とも各年度未現在の状況

資料出所：県担い手支援課調べ

資料出所：県担い手支援課調べ

農業経営のパートナーシップを形作る家族経営協定の締結農家数は、同期間に 319 戸から 399 戸へ増加しており【図 7】、今後も協定の締結を働きかけるとともに、経営体における労働環境や人材育成体制の整備など、女性をはじめ誰もが能力を發揮でき、働きやすい環境づくりを推進していくことが重要です。

また、起業や新たな事業の展開(スタートアップ)は、これまでにない価値や事業等を生み出し、新たな産業や将来の地域社会の担い手である若者にとって魅力的な仕事を創出するものです。これは地域における女性の新たな活躍につながることから、起業を希望する人々に対し、各種支援制度について情報提供を行うとともに、必要な知識や技術の指導・助言等を実施していくことが重要です。

女性アスリートの活躍に向けては、2021(令和3)年に開催を予定する「三重とこわか国体」の後も、引き続きアスリートや指導者等に対する支援等の推進が必要です。

## (1) めざす姿

### 【地域・社会】

農業委員会等の方針決定の場において女性の参画が進み、地域における男女共同参画が十分に進展しています。

農山漁村において、男女共同参画を阻害する固定的な性別役割分担意識や慣行が見直され、一人ひとりに対等な関係性が築かれています。

### 【家庭】

家族的経営の自営業において、誰もがその働きに応じて適正な評価を受け、経営等への参画が進んでいるとともに、働きやすい環境が整備されています。

### 【働く場】

農林水産業において、6次産業化やICT等の活用による作業のスマート化の進展により女性の職域が拡大され、個性と能力を生かして活躍できる場が確保されています。

誰もがこれまでのキャリアを生かして起業できる環境が提供され、自らの夢や希望が実現しています。

## (2) 施策の方向と施策

### 1) 農林水産業における方針決定の場への女性の参画促進

農山漁村において、男女共同参画社会の実現に向け、「農山漁村女性の日」の活動等を通じた啓発を推進し、固定的な性別役割分担意識の解消につなげます。

市町や農林水産関係団体に対し、方針決定の場への女性の参画が進むよう働きかけや支援を行います。

### 2) 農林水産業における女性の能力発揮に向けた環境の整備

農林水産業の担い手の能力向上や多様な働き方の実現に資する取組を推進します。

農業・漁業経営の女性の地域リーダーを育成するとともに、農林水産業に携わる女性のネットワークの取組を支援します。

家族的経営の自営業において、誰もがその働きに応じて適正な評価を受け、経営等に参画できるよう支援するとともに、働きやすい環境づくりを推進します。

### 3) 起業家等に対する支援

起業等を支援するため、各種支援制度について情報提供を行うとともに、必要な知識や技術の指導・助言等を実施します。

関係機関と連携して女性アスリートの発掘・育成に取り組むとともに、女性アスリートの活躍に向け、アスリートや指導者等に対し、研修等の実施による支援を行います。

基本方向 職業生活における女性活躍の推進

基本施策 - 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進

【特に関連するSDGsのゴール】



【ゴール5「ジェンダー平等の実現」のうち、関連するターゲット】

- ・5.4 公共のサービス、インフラおよび社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する
- ・5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する

【背景】

男女共同参画社会の実現には、子育て・介護等の家庭生活と職業生活との両立ができる環境が整備されていることが必要不可欠です。

2019(令和元)年に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、女性が働くことについては、「子どもができて、産前・産後休暇や育児休業等を利用しながら、ずっと働き続ける方がよい」(継続型)の割合が47.2%と最も高く、2009(平成21)年に実施した同調査の19.6%から大幅に上昇しています【図8】。一方、「子どもができたなら一旦退職し、子育てが落ち着いたら再び働く方がよい」(中断型)の割合は約半分に減少しており(2019(令和元)年:29.9%、2009(平成21)年:58.7%)、女性が結婚や出産に関わらず働き続けられる方がよいと考える人が増加していると考えられます。

また、2019(令和元)年の同調査において、「中断型」を選択した人に対し、現在よりも仕事と子育ての両立がしやすい環境にあった場合の考え方を尋ねたところ、32.0%の人が「継続型」に変更しています【図9】。

県内の子どもの数は減少しているものの、共働き家庭が増加し、出産して育児休業を取得した後に働き続ける人が多くなってきていることなどから、保育所等への入所希望者は年々増加しています。施設整備等により保育所等の定員は増加しているものの、待機児童が発生している状況にあるため、今後も保育人材の確保等による解消を図っていく必要があります。

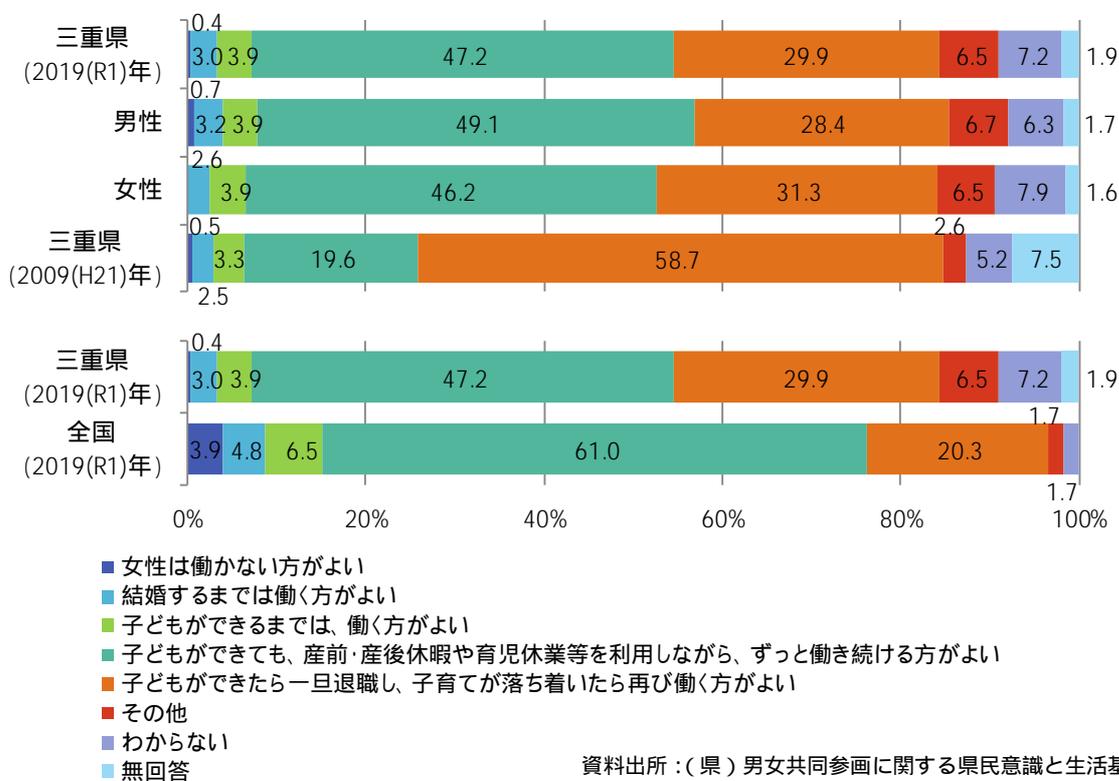
また、就学前の保育ニーズの増加とともに、小学校入学後に放課後児童クラブの利用を希望する家庭が増えています。施設整備等により利用できる小学校区の割合は増加していますが、一部の地域において十分な受け皿が確保されておらず、待機児童が解消されていないため、引き続き放課後児童クラブの設置や従事する人材の確保、安定的な運営への支援が必要です。

子育てと仕事との両立に向け、ニーズや実情に応じた支援が提供され、安心して子育てができる体制を整備していくことが重要です。

女性の活躍推進に向けては、子育てや介護等に関して、パートナーや家族が協力し合いながら共に参画することが求められます。2016(平成28)年の社会生活基本調査(総務省統計局)では、県内における6歳未満の子どもがいる世帯の夫の家事・育児時間(一日あたり)は66分と、2011(平成23)年の同調査の45分より増加したものの、妻(2016(平成28)年:398分)との差は依然として大きい状況にあります。また、県内における男性の育児休業取得率は、2019(令和元)年度は7.6%にとどまっているため、職場や地域の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方をより広めていくことが必要です。

また、介護のために働けなくなる介護離職を防止し、介護と仕事との両立が可能となるよう、ニーズに応じた介護サービス等が提供される体制を構築していくとともに、介護施設の整備や介護の担い手の確保等に向け、市町や関係団体と協働して取り組んでいく必要があります。

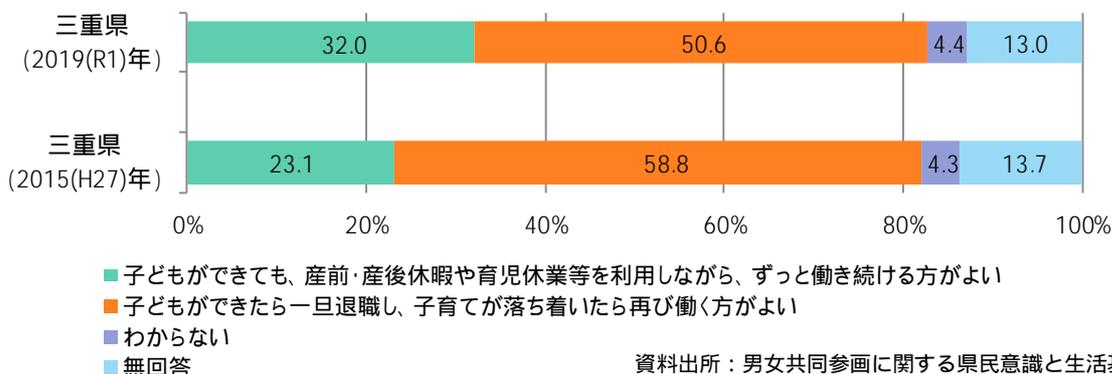
【図8】女性が働くことについての意識



資料出所：(県)男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査  
(全国)男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)

【図9】両立しやすい環境にあった場合の考え方

図8で「子どもができたら一旦退職し、子育てが落ち着いたら再び働く方がいい」と回答した方に対し、現在よりも仕事と子育ての両立がしやすい環境にあった場合の考え方について再質問したもの



資料出所：男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査

## (1) めざす姿

### 【地域・社会】

子育て、介護等と職業生活との両立の重要性が地域社会に浸透し、子育て支援や介護サービスが十分に提供されています。

### 【家庭】

安心して子育てや介護ができる環境が実現しているとともに、パートナーや家族が協力し合いながら共に育児・介護に参画しています。

### 【働く場】

職業生活と家庭・地域生活等との両立が大切であるとの意識が浸透し、多様な働き方が選択できる環境が実現されています。

## (2) 施策の方向と施策

### 1) 多様なニーズに対応した子育て支援

待機児童解消に向け、保育の需要見込みに対応した施設整備や保育士確保対策を市町と連携して進めます。

子育て家庭の多様なニーズに対応した、保育サービスの充実を支援します。

職業生活と家庭生活との両立に資するよう、放課後児童クラブ等の運営を支援するとともに、地域における子育て支援の体制を強化します。

### 2) 男性の育児参画の推進

男性が子育てに参画しやすくなる環境づくりを推進し、働く場における男性の育児休業等の制度利用へとつなげます。

県が率先して男性職員の育児休業取得等を促進し、県内への気運の醸成と波及を図ります。

### 3) 介護を支援する環境の整備

介護離職を防止し、介護と仕事との両立につなげるため、介護サービスの充実を図ります。

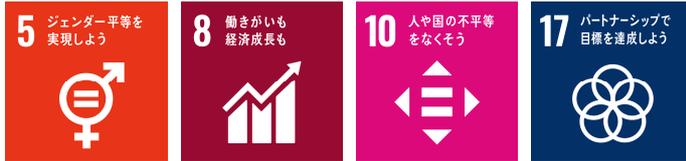
介護に関する制度の周知や相談・支援体制の整備を促進します。

介護に従事する職員の育成や資質向上に取り組むとともに、労働環境の改善を支援します。

基本方向 男女共同参画を推進するための基盤の整備

基本施策 - 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

【特に関連するSDGsのゴール】



【ゴール5「ジェンダー平等の実現」のうち、関連するターゲット】

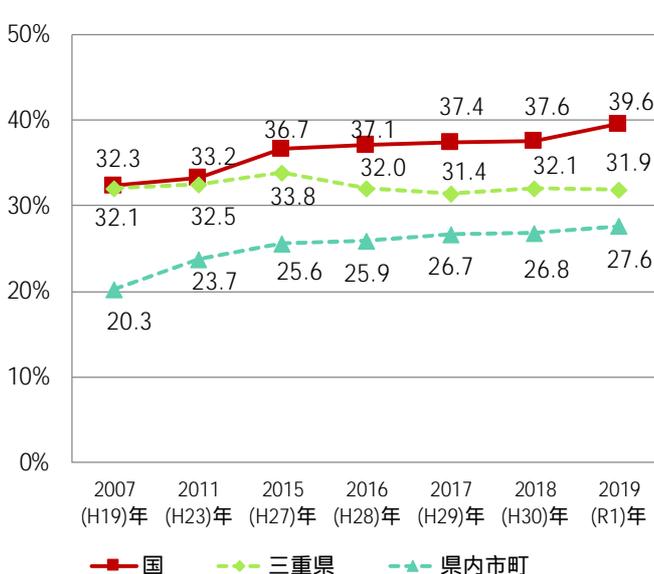
- ・5.1 あらゆる場所におけるすべての女性および女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する
- ・5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保する
- ・5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する

【背景】

誰もが性別に関わらず、個性と能力を十分発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、多様な視点を反映させていくことが不可欠です。

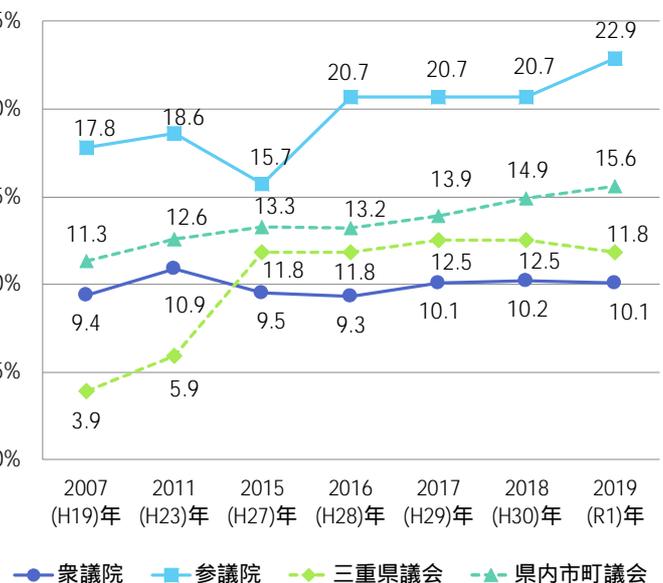
県の審議会等委員に占める女性の割合は、第2次基本計画初年度(2011(平成23)年度)の32.5%から2019(令和元)年度は31.9%となり、この間横ばいで推移していますが【図10】、女性委員の割合が40%以上60%以下となる審議会の割合は増加しました(2011(平成23)年度:60.7%、2019(令和元)年度:63.6%)。県の各施策に女性の意見を反映していくため、引き続き、女性委員の割合の増加に向けて積極的に取り組むことが必要であり、各附属機関における委員構成の見直し等を推進していくことが重要です。また、市町の審議会等委員に占める女性の割合は、同期間において23.7%から27.6%へ増加しましたが、市町による差が依然として大きいことから、状況に応じた働きかけを積極的に進める必要があります。

【図10】 審議会等委員に占める女性の割合



資料出所：県ダイバーシティ社会推進課調べ

【図11】 議会議員に占める女性の割合



資料出所：県ダイバーシティ社会推進課調べ

県の管理職への女性職員登用率（教員および警察職員を除く）は、第2次基本計画初年度（2011（平成23）年度）の7.7%から2020（令和2）年度は11.0%へと増加しました。2020（令和2）年4月には、県政初の女性副知事が誕生するなど、これまで女性の配置がなかったポストへの登用が進んでいます。また、県職員の採用者に占める女性の割合が2017（平成29）年度には45.7%と全都道府県でトップとなるなどした結果、職員に占める女性の割合は第2次基本計画初年度（2011（平成23）年度）の20.7%から2020（令和2）年度は26.0%へと増加しています。このことから、女性職員が働き続けられ、多様な経験を積み能力を発揮できるよう、さらなる職域拡大や段階的な能力開発に取り組んでいく必要があります。

2018（平成30）年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立し、その施行後に迎えた2019（平成31）年4月の県議会議員選挙では、これまでで最も多い12名の女性が立候補し、改選後の女性議員数は引き続き6名となりました【図11】。県議会および県内市町議会における女性議員の割合は、いずれも全国平均を上回っています。今後、法で定められた啓発等の基本的施策を推進し、多様な意見を反映していく意識の醸成を図っていくことが求められます。

## ( 1 ) めざす姿

### 【地域・社会】

男女共同参画を阻害している制度や慣行が見直され、社会のあらゆる分野において、指導的地位に占める女性の割合が大きく向上しています。

性別に関わらず、一人ひとりが社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、責任を担う社会づくりが進められています。

### 【働く場】

女性の職域拡大が進み、管理職等の指導的地位に占める女性の割合が大きく向上しています。

## ( 2 ) 施策の方向と施策

### 1) 県の審議会等委員への女性の参画

県の政策・方針決定過程における男女共同参画を進めるため、審議会等委員への女性の参画を促進します。

各審議会等において、委員構成の見直し、団体推薦等による女性委員の登用、公募委員制の拡大等、女性が参画しやすい仕組みづくりを進めます。

### 2) 県における女性職員等の登用

平等取扱の原則と成績主義の原則に留意しつつ、女性の採用、管理職等への登用、職域の拡大を計画的に進めます。

職員の個性と能力が十分発揮できるよう、採用から管理職登用に至る各ステージに応じて能力開発の研修を計画的に実施するとともに、多様な職務経験の機会を創出します。

### 3) 市町等への働きかけ

市町等における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう働きかけるとともに、状況に応じた支援を行います。

政治分野をはじめとする政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、調査や啓発等に取り組みます。

基本方向 男女共同参画を推進するための基盤の整備

基本施策 - 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

【特に関連するSDGsのゴール】



【ゴール5「ジェンダー平等の実現」のうち、関連するターゲット】

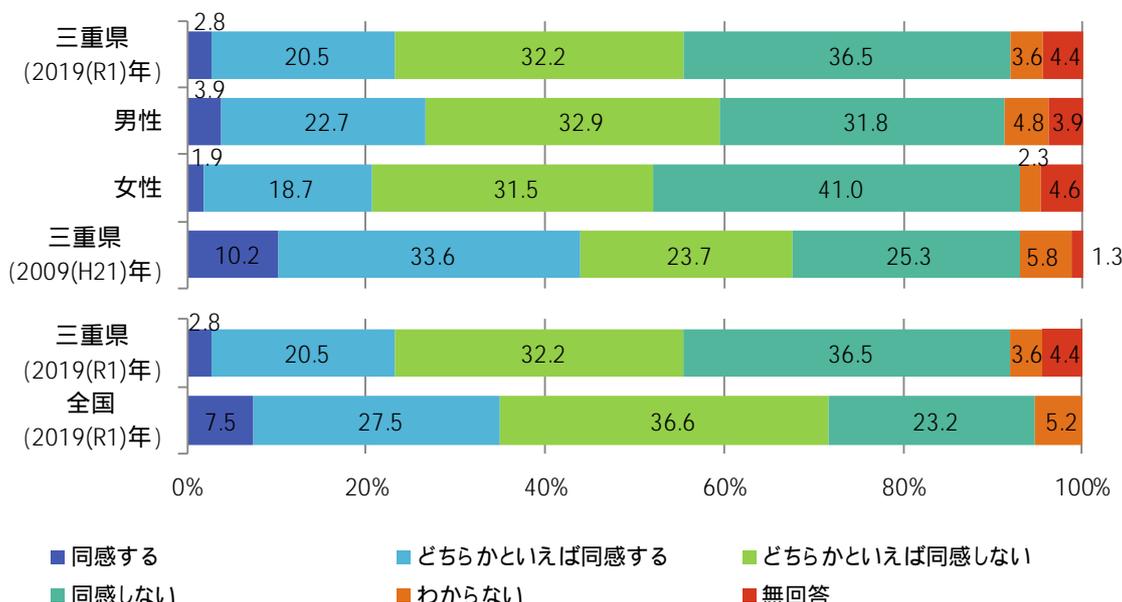
- ・5.1 あらゆる場所におけるすべての女性および女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する
- ・5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する

【背景】

男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因の一つとして、長年にわたり人々の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）があることが挙げられます。

2009（平成21）年に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して同感するとの回答（「同感する」「どちらかといえば同感する」の合計）の割合は43.8%でしたが、2019（令和元）年に実施した同調査の結果では23.3%とおよそ半分に減少しており【図12】、性別による固定的な役割分担意識は改善されてきていることがうかがえます。その一方で、「社会全体における男女の地位の平等感」について、男性の方が優遇されているとする回答（「優遇されている」「どちらかといえば優遇されている」の合計）の割合は、12.1ポイント上昇しており（2009（平成21）年：58.8%、2019（令和元）年：70.9%）【図13】、社会全体における男性優遇感が高くなっている状況がうかがえます。

【図12】「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識

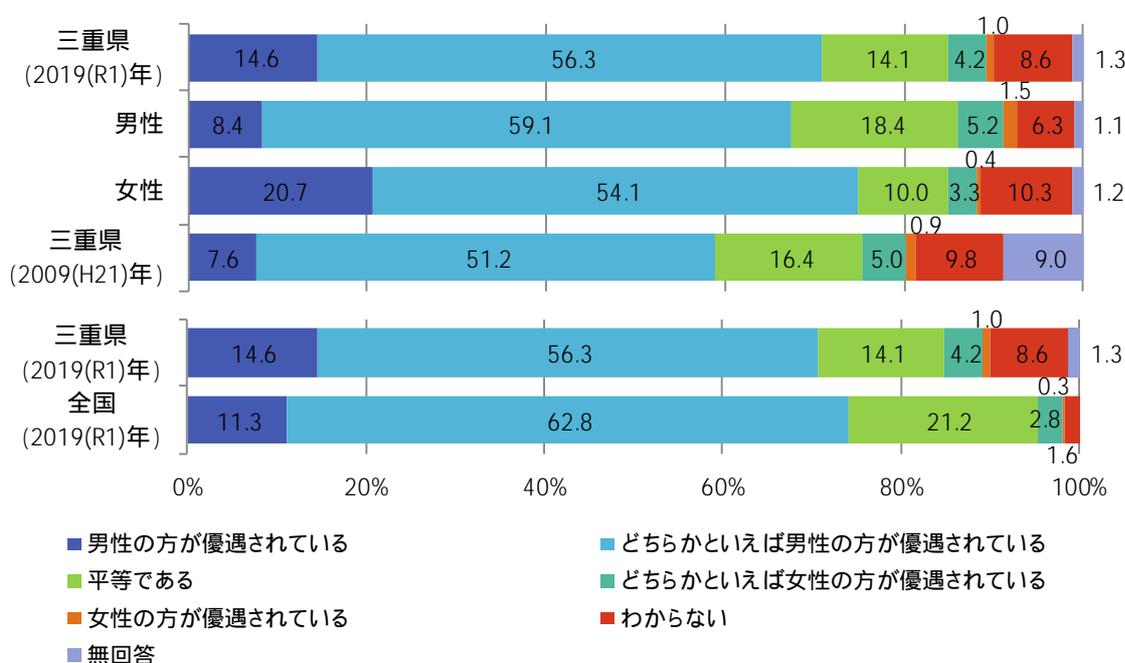


資料出所：(県)男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査  
(全国)男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりがお互いを尊重しながら、多様な生き方を  
 選択でき、自分らしく生きることのできる社会の実現をめざし、引き続きさまざまな手段を用いて  
 積極的な広報・啓発活動を展開するとともに、県民自らが男女共同参画に関して考え、行動につな  
 がるよう学習等の機会を提供することが重要です。特に男性に対し、男女共同参画社会は仕事だけ  
 でなく家庭や地域などからも多様な経験が得られ、豊かな人生をもたらすワーク・ライフ・バラ  
 ンスを実現する、男性にとっても生きやすい社会であるということの理解を促進する必要があります。

また、男女共同参画への理解を広げていくためには、若年層からの取組が重要であり、家庭や地  
 域、学校等において、教育、学習の場を充実させていく必要があります。社会が急速に変化し、就  
 労に関し多様化等が進む中、自らの将来や自分らしく生きることの大切さを考えることにつながる  
 キャリア教育の推進が一層求められています。

【図 13】社会全体における男女の地位の平等感



資料出所：(県)男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査  
 (全国)男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)

## ( 1 ) めざす姿

### 【地域・社会】

固定的な性別役割分担意識や性差による偏見が解消され、男女共同参画の重要性が広く県民に共有されています。

学校等において男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する教育が推進されているとともに、性別に関わりなく、一人ひとりが社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力を育てる進路・就職指導が行われています。

生涯を通じて男女共同参画に関する学習環境が提供され、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行が大きく見直されています。

### 【家庭】

家庭内で男女共同参画の大切さが共有され、一人ひとりが互いに尊重・協力し合っています。

### 【働く場】

誰もが職業生活と家庭生活等とを両立できる環境の実現に向けた気運が、職場内で醸成されています。

企業等において、研修や学習が十分行われることで、経営者や管理職の多くを占める男性の意識改革が図られています。併せて、長時間労働や転勤を前提とした働き方が見直されています。

## ( 2 ) 施策の方向と施策

### 1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

性別による固定的役割分担にとらわれない多様な生き方が社会に浸透するよう、さまざまな機会や手段・媒体を活用した広報・啓発活動を展開します。

男女共同参画に関する国内外の動向等について、積極的に情報を収集・発信します。

男女共同参画の視点に立った取組が地域において展開されるよう、各種取組を行います。

## 2) 学校等における教育の推進

男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する教育を充実するため、教員等への研修に取り組みます。

児童生徒が男女共同参画および多様な性的指向・性自認についての理解を深めるための教育を推進します。

児童生徒の社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育成するために、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を進めます。

## 3) 生涯を通じた学習機会の充実

県民が生涯を通じて、地域で男女共同参画および多様な性的指向・性自認について学習できるよう、その機会を充実します。

男女共同参画の視点を持って地域で活躍できる人材を育成するため、さまざまな学習の機会を提供します。

基本方向 誰もが安心して暮らせる環境の実現

基本施策 - 多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備

### 【特に関連するSDGsのゴール】



### 【ゴール5「ジェンダー平等の実現」のうち、関連するターゲット】

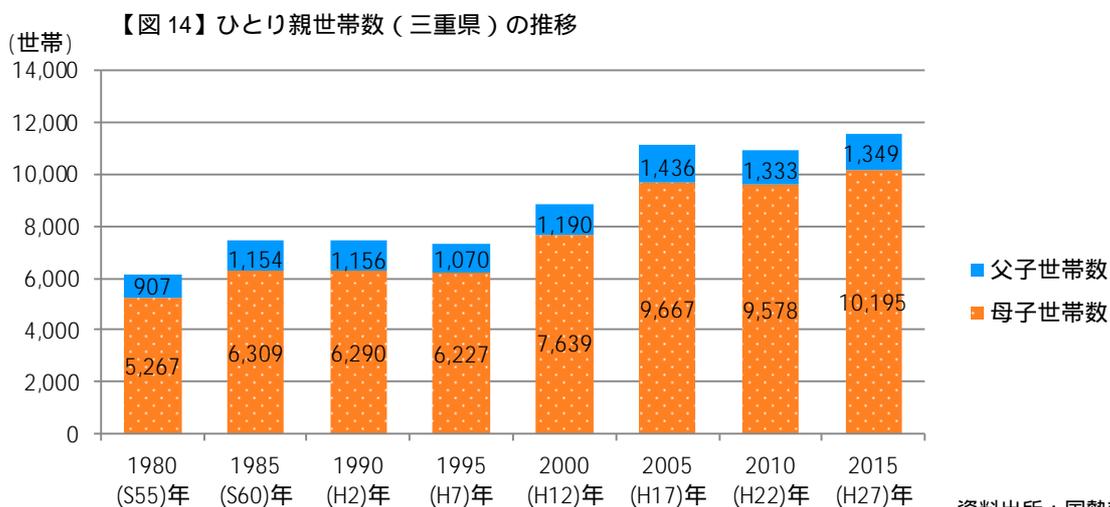
- ・5.1 あらゆる場所におけるすべての女性および女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する
- ・5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保する
- ・5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する

### 【背景】

人口減少、少子高齢化や経済のグローバル化が加速し、価値観やライフスタイルの多様化などが進展する中、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、一人ひとりが主体的に社会に参画し、地域の自立的かつ持続的な発展につなげていくことが重要です。

しかし、ひとり親【図14】や高齢者、障がい者、外国人住民等であることで社会から孤立し、生活する上でさまざまな困難な状況に陥ることが懸念され、とりわけ女性である場合には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、さらに複合的な困難を抱えることが考えられます。こうした困難に直面する人々が地域で安心して暮らすことができるよう、一人ひとりの状況に応じた寄り添った支援が求められます。

特に、県内の外国人住民数は、2019(令和元)年末時点で過去最多の55,208人となり、県人口の3.04%を占めています。言葉の壁や文化の違いなどから地域でのコミュニケーションが十分に図られず、外国人住民の地域社会への参画が進んでいないことから、支援を充実していく必要があります。



また、2019(令和元)年に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」によると、「性的指向や性自認に関わるLGBT等の人々についてどのような問題が起きていると思いますか」という問いに対して、「差別的な言動をされる」(47.1%)、「職場、学校などで嫌がらせやいじめを受ける」(46.9%)、「同性カップルの結婚や、それと同等のパートナー関係が法的に認められていない」(46.0%)などの回答が多く寄せられています。こうした課題認識の一方、社会の理解が追いついていないために偏見を持たれたり、性の区分を前提とした社会生活上の制約を受けたりするなどの問題があることから、性的指向や性自認が多様であることに対する理解を広げ、社会全体で取り組むことが求められます。

防災分野においては、2011(平成23)年の東日本大震災を契機に、防災活動や避難所運営等における男女共同参画の視点の重要性が一層認識されましたが、その後も大規模な災害が頻繁に発生し、さまざまな課題が顕在化してきました。大規模災害の発生は、すべての人の生活を脅かすと同時に、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けるため、平時から女性をはじめ多様な主体の視点に立った防災・減災対策を推進していく必要があります。

県では、2014(平成26)年に三重大学と連携して「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」を開設し、防災人材の育成等に継続して取り組むとともに、男女共同参画など多様な人々の視点を取り入れた「避難所運営マニュアル策定指針」の県内各地域への水平展開を推進してきました。一方、県および市町の防災会議をはじめとする防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいないことから、取組の加速化を図る必要があります。

## (1) めざす姿

### 【地域・社会】

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、一人ひとりが尊重され、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できています。

さまざまな生活上の困難に直面する人々に対して、安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が十分行われています。特に、ひとり親家庭へのきめ細かな支援が行われ、次世代を担う子どもを育む環境が実現できています。

女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動が推進され、互いに支え合う地域づくりが進められています。

### 【働く場】

多様な人材の雇用が進むとともに、誰もが自分らしく働くことができる職場環境が整備されています。

## (2) 施策の方向と施策

### 1) 自立のための支援

障がい者が地域で自立して生活できるよう暮らしと生活の場の確保を図るとともに、一般就労に向けた支援を行います。

若年層の安定的な就労を支援するとともに、高齢者の就労機会の拡大や地域活動への支援を行うほか、消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

ニート、ひきこもり等困難な状況に置かれた人々の自立に向けた取組を推進します。

ひとり親家庭や生活困窮者等に対する生活支援や経済的支援等を計画的に推進し、自立を支援します。

### 2) 多様な主体の参画・活躍に向けた環境の整備

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、一人ひとりが尊重され、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるよう、県民の理解や行動につながる取組を展開します。

県内の公共的施設や学校等のバリアフリー化の推進、「パーソナルバリアフリー基準」に基づく観光地づくりなど、すべての人が互いに認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

外国人住民が安心して暮らすことができるよう、行政・生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、日常生活における課題の解決に向けた支援に、さまざまな主体と連携して取り組みます。

多様な性的指向・性自認に関する社会の理解を深めるため、県民への啓発等の取組を推進するとともに、当事者等への相談に対応するほか、学校や事業者への研修支援等を行います。

性的指向・性自認に関わらず、誰もが安心して学び育ち、働き、地域に根ざし、人生を共にしたい人と暮らすことができる環境づくりに向けて、関係機関と連携し、合理的な配慮のもとに取組の推進を図ります。

### 3) 女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進

防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、地域において多様な視点を持って防災・減災活動を推進する人材の育成等を推進します。

避難所運営等に女性をはじめ多様な人々の視点が反映されるよう、市町等に対する支援を行います。

基本方向 誰もが安心して暮らせる環境の実現

基本施策 - 家庭・地域における活動の推進と健康の支援

### 【特に関連するSDGsのゴール】



### 【ゴール5「ジェンダー平等の実現」のうち、関連するターゲット】

- ・5.4 公共のサービス、インフラおよび社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する
- ・5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保する
- ・5.6 性と生殖に関する健康および権利への普遍的アクセスを確保する
- ・5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する

### 【背景】

家庭や地域は、私たちの社会を構成する基礎であると同時に、生活の基本的な場でもあります。男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが家庭や地域の一員としての責任を果たしながら、職業生活との両立を図ることが重要です。

2019（令和元）年に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」において、家庭における役割分担について尋ねたところ、「ほとんど妻がしている」と「妻が中心だが夫も手伝う」を合わせた割合は、「食事の支度」（89.3%）、洗濯（84.4%）、「食事の後片付け」（81.6%）などで高くなっており【図15】、家庭における家事等の役割分担は妻に偏っていることがうかがえます。2015（平成27）年に実施した同調査と比較すると、すべての分野において「平等に分担している」の割合は増加しており、そのさらなる引き上げに向け啓発等の取組を推進していく必要があります。

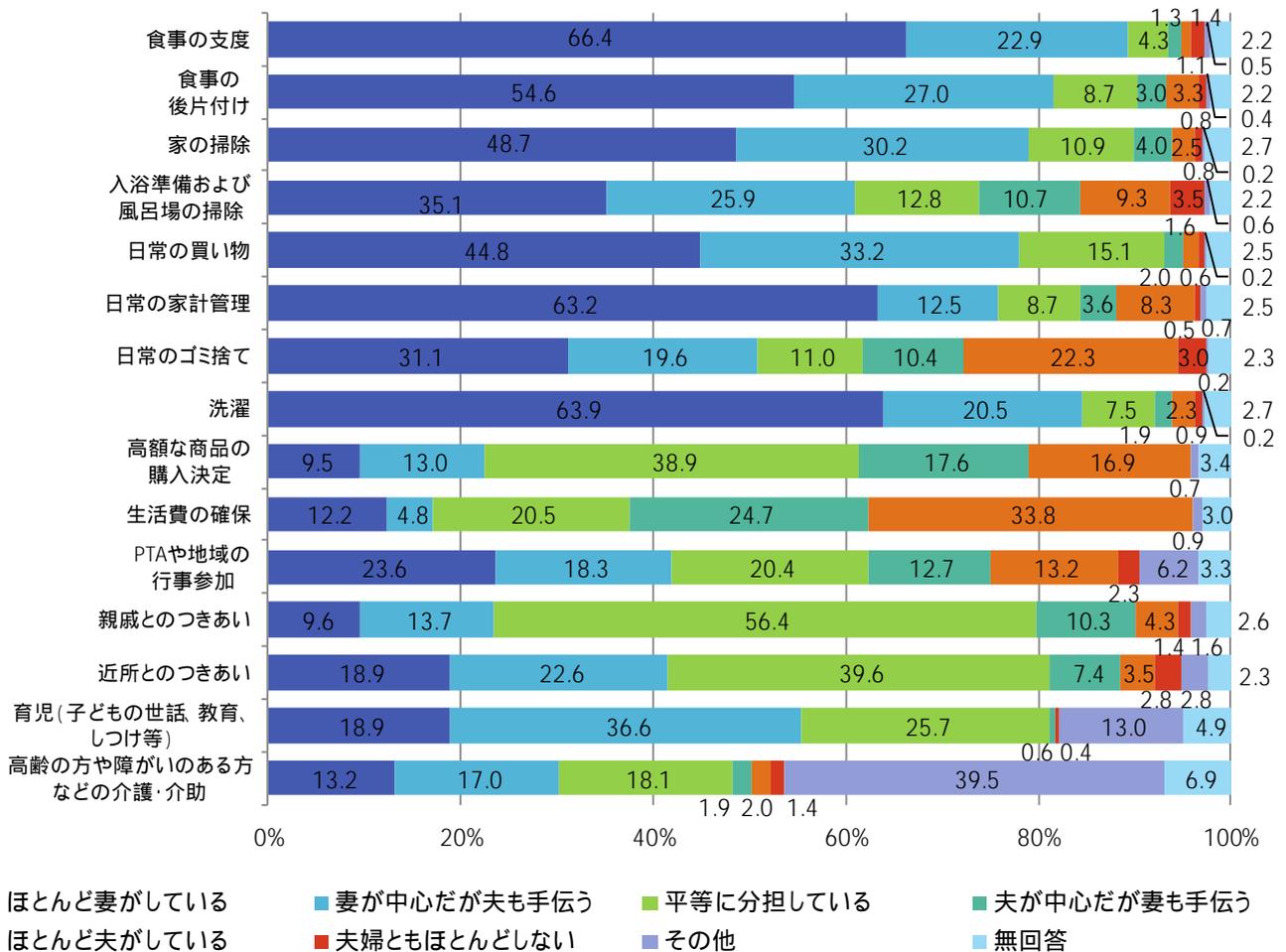
地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには、自治会をはじめとする地域活動や地域づくりに男女共同参画の視点を取り入れていくことが重要です。県内における女性自治会長の割合は、第2次基本計画初年度（2011（平成23）年度）の2.5%から2019（令和元）年度は4.5%へと増加しましたが【図16】、依然として低い水準にとどまっているため、引き続き女性の参画拡大を図っていく必要があります。

また、生涯にわたって健康で、いきいきと暮らせることは、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し自分らしく生きることができる社会の実現のために大切です。そのためには、一人ひとりが主体的に心身の健康の管理、保持、増進に継続して取り組むことができるよう、企業、関係機関・団体、市町等が連携して、社会全体で支援していく必要があります。

特に、がんは県内における死亡原因の第1位であり、重要な健康問題の一つとなっているため、予防や医療の充実、がんとの共生など、段階に応じた総合的な対策を推進していく必要があります。とりわけ女性特有のがんについては、職業生活や家庭生活等において重要な役割を担う若い世代で多く見られることから、予防や早期発見を推進するため、生活習慣の改善やがん検診の受診率の向上を図る必要があります。

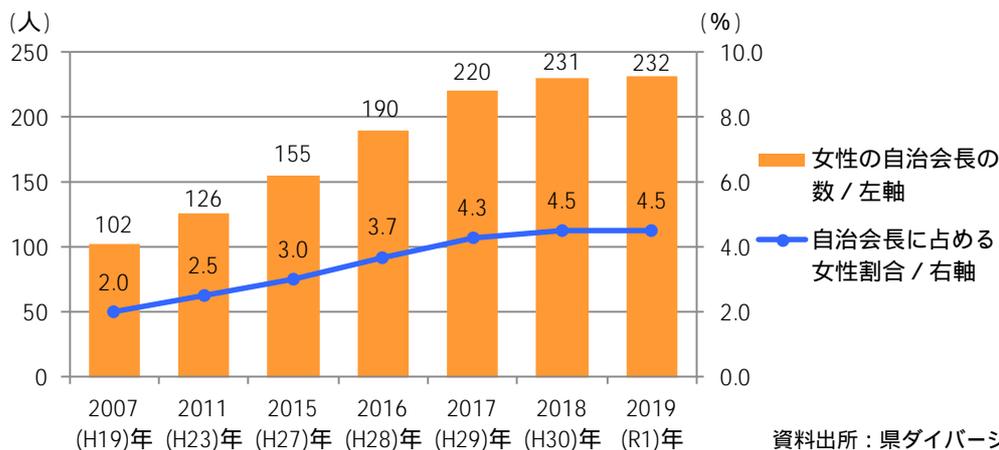
また、すべての取組を「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点に基づき推進していくことが重要です。近年、晩婚化に伴う妊娠・出産年齢の上昇により不妊に悩む夫婦が増加していることから、妊娠・出産についての希望がかなうよう、引き続き不妊治療等に対する支援を行っていく必要があります。また、安全安心に子どもを産み育てることができるよう、妊娠時から出産・育児に至るまで切れ目のない支援体制の構築が求められます。さらに、若い世代に対しては、妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考える機会を提供していくことが重要です。

【図15】家庭における役割分担



資料出所：男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査

【図16】女性自治会長の数および割合(三重県)の推移



資料出所：県ダイバーシティ社会推進課調べ

## ( 1 ) めざす姿

### 【地域・社会】

自治会等の地域に根ざした組織・団体における女性の参画が進むとともに、誰もが積極的に地域活動に参画し、互いに支え合う地域づくりが進められています。

誰もが生涯にわたって健康でいきいきと暮らせる社会が形成されています。

一人ひとりが将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等に関する希望がない、安全安心に子どもを産み育てることのできる社会づくりが進められています。

### 【家庭】

家庭内で健康の大切さが共有され、一人ひとりが主体的に健康の管理、保持、増進に取り組んでいます。

家族が互いに尊重し合い、一人ひとりがその一員としての責任を果たしながら、協力し合っています。

### 【働く場】

企業等において働く人々の健康の保持や増進への取組が行われ、一人ひとりの状態に応じた配慮が十分行えています。

## ( 2 ) 施策の方向と施策

### 1) 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援

誰もが家庭、地域、職場等においてバランスのとれた生活を送ることができるよう、取組を推進します。

自治会等の地域における方針決定の場への女性の参画に向け、阻害している慣行を見直し、相互に助け合うことができる地域社会づくりを支援します。

NPO、ボランティア活動を一層活発化させるための情報提供、相談、地域のネットワークづくりへの支援、人材育成のための研修等を行います。

### 2) 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援

県民一人ひとりの心身の健康づくりを支援するため、企業、関係機関・団体、市町等との協働により、普及啓発、環境の整備等を計画的に推進します。

乳がん、子宮頸がん等の検診の受診促進等、女性特有の疾患に対する取組を推進します。

県民が運動・スポーツに親しむための機会を創出し、あらゆる世代が運動・スポーツに参画するための気運醸成に取り組みます。

### 3) 性と生殖に関する健康支援の充実

児童生徒や学生が、性や妊娠・出産に関する正しい知識等を習得し、ライフデザインを考えるきっかけとなる機会を提供します。

地域において安全安心に子どもを産み育てることができるよう、妊娠時から出産・育児に至るまで切れ目のない支援体制を構築します。

不妊の悩みを抱える男女に対して、治療に関する情報提供や助成等の支援、専門相談を実施し、精神的・経済的負担の軽減を図ります。

基本方向 誰もが安心して暮らせる環境の実現

基本施策 - 男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組

【特に関連するSDGsのゴール】



【ゴール5「ジェンダー平等の実現」のうち、関連するターゲット】

- ・5.1 あらゆる場所におけるすべての女性および女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する
- ・5.2 すべての女性および女児に対するあらゆる形態の暴力を排除する
- ・5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性および女子のあらゆるレベルでのエンパワメントのための適正な政策および拘束力のある法規を導入・強化する

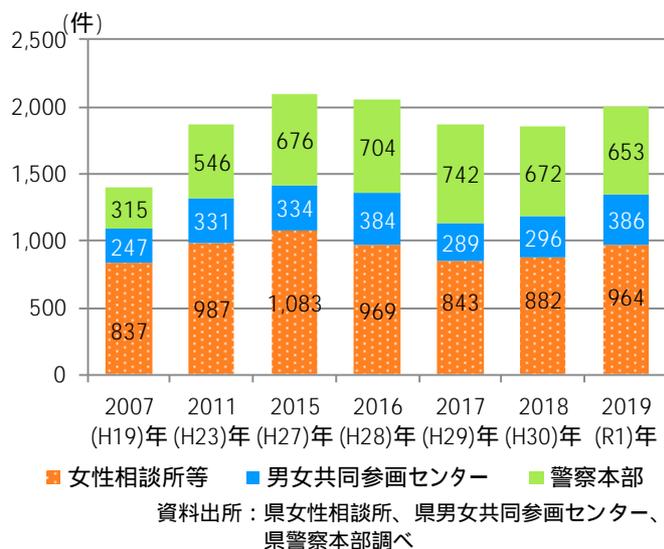
【背景】

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力については、被害者の多くが女性であり、その背景として、社会的・経済的な男性の優位性や固定的な性別役割分担意識などが指摘されています。こうした社会的・構造的な問題を解決し、被害を根絶することは、男女共同参画社会を実現する上で重要な課題です。

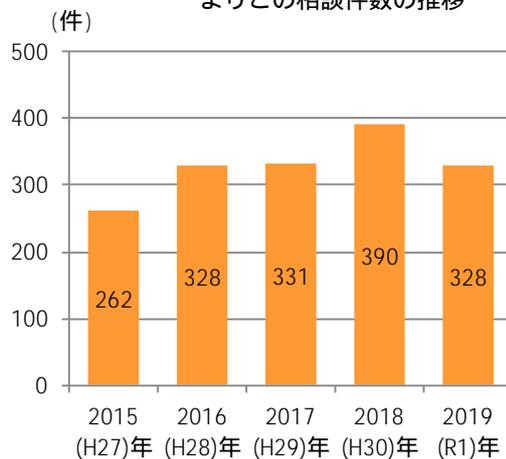
県内におけるDVの被害等に関する相談件数は、第2次基本計画初年度（2011（平成23）年度）以降、1,800～2,000件台で推移しています【図17】。個々の被害を潜在化させないために、被害者自身がDVについての理解や支援機関の情報を十分得られる環境を整備するとともに、実際にDVが発生した場合には、被害者の保護措置を迅速に行い、自立支援につなげていくことが必要です。また、周囲の人々が被害に気づき、被害者への支援等の行動につながるよう取り組むとともに、若年層に対しては、新たな加害者や被害者とならないよう、教育・啓発を推進することが重要です。

2020（令和2）年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、家庭内の暴力の深刻化が懸念されたところであり、相談手法の検討も課題となっています。

【図17】DV相談件数（三重県）の推移



【図18】みえ性暴力被害者支援センターよりこの相談件数の推移



資料出所：県くらし・交通安全課調べ

性犯罪・性暴力に関しては、被害が訴えられることなく潜在化する傾向があることから、県では2015(平成27)年に、被害者等を関係機関・団体等と連携しワンストップで支援する「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を開設しました。相談件数は増加傾向【図18】にありますが、誰にも相談できずにいる被害者がまだ多く存在すると推測されます。年代、性別等に関わらず、被害者の誰もが相談しやすくなるよう多様な相談方法の提供と相談窓口の周知に注力するとともに、子どもを性暴力の当事者にしないための取組等、性暴力はあってはならないものという意識を社会全体で醸成していくことが重要です。

また、犯罪被害者等は、犯罪等そのものによる直接的な被害だけでなく、心身の不調や経済的困窮、周囲の偏見や心無い言動等の「二次被害」や、加害者からのさらなる被害等に苦しめられます。県では2019(平成31)年3月に、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進すること等を目的に「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図る「三重県犯罪被害者等見舞金」を創設しました。今後は、犯罪被害者等の状況に応じた適切な支援が途切れることなく提供されるよう、市町をはじめとする関係機関等との連携を強化し、総合的な支援体制を整備するとともに、犯罪被害者等が「二次被害」を受けることのないよう、県民の理解促進を図る必要があります。

## ( 1 ) めざす姿

### 【地域・社会】

配偶者等からの暴力をはじめとするあらゆる暴力を許さないという意識が社会全体に浸透しています。特に被害の多くを占める女性に対する暴力について、被害者等への相談・支援体制が確立されています。

パートナー間等で暴力を伴わない人間関係を構築する教育が推進され、交際相手からの暴力のない社会づくりが進められています。

### 【家庭】

配偶者等や親等からの暴力が根絶され、家族が互いにその人格を尊重し合って生活できる環境が実現しています。

### 【働く場】

セクシュアル・ハラスメント等あらゆるハラスメントのない職場環境が実現しています。

## ( 2 ) 施策の方向と施策

### 1) 関係機関の連携による支援体制等の整備

関係機関との連携強化等により、犯罪被害者等に対する切れ目のない支援を推進します。

配偶者等からの暴力をはじめとするあらゆる暴力を許さないという意識の浸透を図るため、啓発活動を推進するとともに、各種広報媒体により相談窓口や支援制度等の周知を図ります。

犯罪被害者等支援に従事する者などに対し、対応力の向上や二次被害を防止するための研修を実施するとともに、被害者の意思をふまえつつ、安全確保を最優先に加害者の検挙、指導、警告等の措置を実施します。

配偶者等からの暴力や女性に対する暴力についての実態を把握するため、調査を実施するとともに、加害者更生プログラム等の国等における研究状況の把握に努めます。

行政機関や学校等教育機関において、セクシュアル・ハラスメントのない職場環境、教育環境づくりを進めます。

## 2) 配偶者等からの暴力の防止に係る対策の推進

配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）において、被害者の多様な背景や置かれた状況に十分配慮しながら、相談や心理的支援、一時保護等の総合的な対応を行います。

配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）、警察、医療機関、市町等関係機関相互の連携を強化するとともに、相談機関の相互の調整を図りながら、研修、情報交換等を行い、各相談窓口の機能強化につなげます。

児童虐待に関して、福祉事務所、児童相談所、警察等、関係機関相互の連携を強化し、配偶者等からの暴力との関連性をふまえた総合的な対応を実施するとともに、被害者等の自立支援を行います。

配偶者等からの暴力の被害者が、相談・支援先の情報を容易に入手できるよう周知を図るとともに、関係機関と連携して若年層を対象とした「デートDV」予防に関する啓発・教育を推進します。

## 3) 性犯罪、性暴力、ストーカー対策等の推進

被害者支援にあたる職員への研修の機会を充実し資質向上を図るとともに、被害者が望む性別の支援担当者が対応できるよう、人材の育成を推進します。

誰にも相談できずにいる性犯罪・性暴力の被害者がワンストップ支援センター等に速やかに相談ができるよう相談窓口の認知度を高めるとともに、心身を早期に回復できるよう相談体制の拡充を図るほか、性暴力根絶に向けた社会の意識改革を推進します。

性犯罪、ストーカー等についての検挙措置等を徹底するとともに、被害者の立場に十分配慮した相談受理、保護措置に努めます。

犯罪のない安全で安心な社会をめざし、子どもや女性の安全確保等の取組を進めます。



「HeForShe」賛同セレモニー（2018（平成30）年10月）



みえの女性リーダー育成講座「みえたま塾」閉講式（2020（令和2）年1月）